

トラック奈良

トラック協会は事故防止・交通安全、
環境及び災害時緊急輸送対策に取り組んでいます。

2

[令和4年] **2022**

No.334



法相宗 大本山 興福寺 五重塔

公益社団法人 奈良県トラック協会

<https://narata.or.jp>

総務大臣表彰 受賞 丸山 泰登美氏（丸山カーゴ 株式会社）

自治会、町内会等の地縁による団体の代表者として多年にわたり在職し、地域的な共同活動を通じて良好な地域社会の維持及び形成に顕著な功績があったと認められたことにより、令和3年11月30日（火）に総務大臣表彰を受賞されました。



▲丸山 泰登美氏

*写真撮影のためマスクを外しております。

	総務大臣表彰 受賞（丸山カーゴ 株式会社） ……	巻頭
	中小トラック運送事業者のためのIT活用セミナー …	2
	Gマーク(安全性優良事業所)【新規】認定先インタビュー …	4
	田野瀬太道衆議院議員 来訪 ……	5
	公明党参議院議員 奈良県議会議員 来訪 ……	6
	佐藤啓参議院議員 来訪 ……	7
■ 奈良県から	新型コロナウイルス感染症陽性者の方と接触のあった方へ …	8
■ 事故対から	忘れていませんか！講習&適性診断 ……	13
■ 陸災防から	重大な労働災害を防ぐためには ……	16
■ 全ト協から	飲酒運転撲滅を目指して ……	18
	軽油価格調査集計表(2021年11月) ……	19
■ 近畿交通共済から	近畿交通共済からのお知らせ ……	20
■ 奈ト協から	2月・3月の行事(予定)表 ……	22
	KIT事業の案内 ……	23
	トラックの構造上の特性 ……	24
	事業用自動車事故事例No.78 ……	25
	適正化事業・巡回指導報告書 ……	26
■ 奈良県警察本部から	奈良県警察本部からのお知らせ ……	27
■ 奈良運輸支局から	奈良運輸支局からのお知らせ ……	28
	名鉄運輸株式会社執行役員 来訪 ……	巻末



中小トラック運送事業者のためのIT活用セミナー ～ITを活用した生産性の向上～

日時：令和4年1月21日(金) 午後1時30分～

場所：奈良県トラック会館 2階研修室 参加者8人

ITの活用でドライバー不足も解消

ITを活用して生産性を向上させ、慢性的なドライバー不足を解消するためのセミナー。司会進行は（公社）全日本トラック

協会 経営改善事業部 次長 大橋直弘氏。近代経営システム研究所 代表の森高弘純氏が講師となってITを活用する目的や事

例について説明。IT機器メーカーの方のデモンストレーションもありました。主な内容は以下の通りです。



▲全ト協次長 大橋直弘氏



▲講師の森高弘純氏

（１）ITの活用方法

全ト協が実施した令和2年度のアンケートによれば、ドラレコ、デジタコ、ホームページは事業に必須なアイテムと考えられており、今後導入したい機器（システム）は配車管理、安全管理、労務管理、経理・原価管理といった回答が多い。ITを活用することで、経営状態を把握し、事業課題を明確化、顧客別運行別の数値化による運行実績の明確化、改善すべき業務指標を明確化して確実に改善していくことなどが期待できる。「データ経営」でトラック運送事業を見える化することが大切。

（２）生産性向上に向けたIT機器及びシステムの活用事例

全ト協のホームページには30以上の事例が紹介されているが、テキストには12事例あり、その中から、1. ドラレコを徹底活用し高品質安全配送、2. クラウド型トラック運送管理システム、3. クラウド型物流センター管理システム、4. 配送計画システム、5. ホームページで受注拡大、6. デジタコ活用で改善基準を100%遵守、7. 自動配車で小規模配送をさらにスリム化、といった内容について説明。システム導入にかかる経費も出されており、小規模事業所でも使える位の金額でできるようになってきた。

(3) その他

WebKIT、WebKIT 2、小規模トラック運送事業者のためのIT導入ガイドブック、につ

いて紹介。情報セキュリティ対策には独立行政法人情報処理推進機構（IPA）のサイト「情報

セキュリティ対策支援サイト」を参照してほしい。



▲(株)ナブアシスト 飯田三起也氏



▲(株)タイガー 大家晋吾氏



▲(株)タイガー 浅原真理香氏



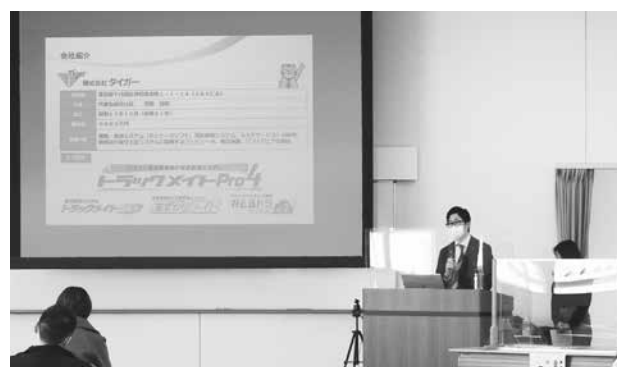
▲(株)ナブアシストの飯田氏がロボット点呼のデモンストレーションを実施



▲クラウドとデジタコを活用した運賃請求システムのデモンストレーションを行う(株)タイガー浅原氏



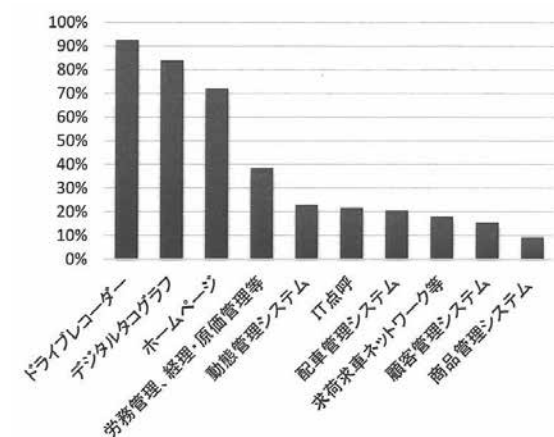
▲点呼ロボット



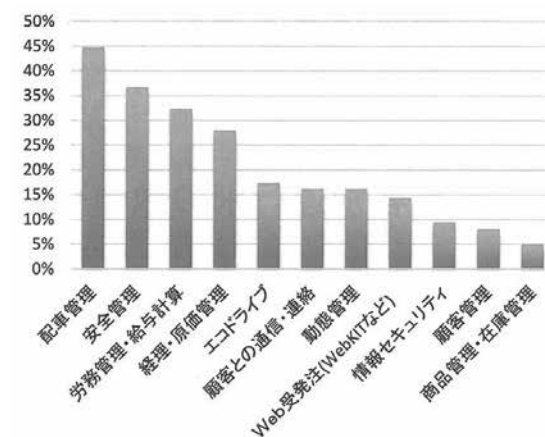
▲同デモンストレーションを行う(株)タイガー大家氏

中小トラック事業者の情報活用

■IT導入の現状



■今後導入したいIT機器（システム）



※全日本トラック協会令和2年の調査より



2021年度

Gマーク(安全性優良事業所)【新規】認定先インタビュー

新規取得

東亜商事株式会社

本社営業所

奈良市今市町60番地1



～ ITも活用して安全対策～

紙製品や紙の原料の運送を担う同社。関西から中京や静岡へ大型車で輸送する。ドライバーは16人で全員日勤だが、健康診断は年2回。「走れ走れではなく、疲れたら休むように指導している」と山崎部長。体調管理は万全にしている。ドラレコやデジタコは全車に搭載し、4時間に30分の休憩や、スピードの出しすぎなどをチェック。ふらつきで車がセンターラインからはみ出すと事務所のパソコンから警告音が鳴るので、スタッフがすぐに対応し、ドライバーへ注意を促す。どのドライバーがどこでふらついているか瞬時にわかる。ITを活用しての対策も3年目とのこと。Gマークを取得したことによりドライバーの安全への意識向上につなげていきたい。

(部長 山崎聡之氏)

田野瀬太道衆議院議員 来訪

日：令和4年1月5日(水)
場所：奈良県トラック会館

田野瀬太道衆議院議員が1月5日、年始挨拶のため、奈良県トラック協会を訪れ、業界の人材不足について、中林専務理事等と情報交換を行いました。



*写真撮影のためマスクを外しております。

公明党参議院議員 奈良県議会議員 来訪

日：令和4年1月12日(水)

場所：奈良県トラック会館

公明党の熊野正士 参議院議員、山中益敏 県議会議員、亀甲義明 県議会議員が来訪、コロナ禍におけるトラック運送業界への影響や地域における交通安全・事故防止対策等について協会から報告・説明しました。



左から山中益敏奈良県議会議員、熊野正士 参議院議員、亀甲義明奈良県議会議員

*写真撮影のためマスクを外しております。

佐藤啓参議院議員 来訪

日：令和4年1月5日(水)

場所：奈良県トラック会館

佐藤啓参議院議員が1月5日、年始挨拶のため、奈良県トラック協会を訪れ、燃料高騰や「標準的な運賃」、運送事業の健康経営について、中林専務理事等と情報交換を行いました。

協会の移動健康診断事業については深い関心を示し、「是非これからも続けていただきたい。」と話されました。



*写真撮影のためマスクを外しております。

新型コロナウイルス感染症陽性者の方と接触のあった方へ

新型コロナウイルス感染症陽性者の方と接触のあった方へ

お知らせ

現在県内において、新型コロナウイルス感染症の感染が急拡大していることから、当面の間、保健所の濃厚接触者の特定にかかる業務については、感染の可能性の高い家族や重症化しやすい方に絞ることで、対象者を迅速に把握し、適切な療養につなぐことを優先し対応することとしています。

陽性者の方と接触のあった方への相談窓口は下記のとおりです。

体調や医療機関についての相談窓口

■ 症状がある方は、まずかかりつけ医または発熱外来認定医療機関を受診

※「濃厚接触者」であることを事前に伝えてください。

※受診にかかる費用は受診する医療機関にご確認ください。

(参考) 発熱外来認定医療機関一覧



■ 奈良県新型コロナ・発熱患者受診相談窓口

電話：0742-27-1132（平日・土日祝 24時間対応）

（FAX番号）0742-27-8565

※「濃厚接触者」であることを事前に伝えてください。

※感染急拡大時においては、電話がつながりにくく受診・検査の案内もお待ちいただく場合があります。

■ 奈良県外在住の方は、濃厚接触者となった本人が、ご自身の住んでいる自治体の保健所等にご相談ください。

濃厚接触者について

新型コロナウイルス感染症の患者と接触のあった方すべてが「濃厚接触者」ではありません。濃厚接触者の定義や健康観察等の対応については以下のとおりです。

(1) 濃厚接触者とは？

「濃厚接触者」とは、陽性者の感染可能期間内（有症状の場合は発症日の2日前から、無症状の場合は検査を実施した日の2日前から、診断後に隔離などをされるまでの期間）に、次の①～④のいずれかに該当する者をいいます。

- 1 陽性者と同居あるいは長時間の接触（車内等を含む）があった者
- 2 適切な感染防護（マスク等）なしに陽性者を診察、看護もしくは介護していた者
- 3 陽性者の気道分泌物もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- 4 その他：手の触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、陽性者と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から陽性者の感染性を総合的に判断する）。

（国立感染症研究所「積極的疫学調査実施要領」より抜粋）

(2) 濃厚接触者の健康観察期間等について

<健康観察期間（自宅待機期間）について>

健康観察期間とは、感染を受けてから発症する可能性が高い期間をいいます。

健康観察期間：陽性者と最後に接触した日(※)の翌日から数えて10日間

- (※) 例えば
1. 陽性者の最終出勤日や登校日
 2. 同居家族の場合は、陽性者が入院・入所療養を開始した日
 3. 同居家族で、陽性者が自宅療養している場合は、自宅療養が終了した日

(例) 陽性者との最終接触日が1月10日である場合

→ 濃厚接触者の健康観察期間は1月20日までとなり、症状がなければ1月21日から出勤や登校が可能となります。

※社会機能を維持するために必要な事業に従事する方はこの期間を短縮することができます。

(「【一般事業所向け】職場内で陽性者が発生した場合」参照)

<健康観察終了までの過ごし方>

- 1 健康観察期間内に発症する可能性があるため、不要不急の外出はできる限り控えてください(通勤や通学もお控えください)。やむをえず外出する場合は、公共交通機関(不特定多数が利用する電車、バス、タクシーなど)はできるだけ使用しないでください。その際は、マスクの着用と手指衛生などの感染予防策を必ず行ってください。
- 2 健康状態を毎日ご確認ください。
 - ・体温測定を行い、発熱の有無を確認してください。
 - ・激しい咳や呼吸が苦しくなるなどの症状の有無を確認してください。
- 3 咳や発熱などの症状が出たら
 - ・マスクを着用して他者に感染させないように注意してください。
 - ・医療機関へ電話連絡し、濃厚接触者であり自宅待機をしていることを伝え、医療機関の指示に従って受診してください。
 - ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)、高熱がある場合、または高齢者や基礎疾患のある方、妊娠中の方は、その旨を伝え受診してください。
- 4 家族にうつさないために
 - ・家族全員がマスクを着用し、手指消毒を徹底し、十分な睡眠や栄養をとるようにしてください。
 - ・家庭内でも看護や介護が必要な場合は、接触する方を限定してください。

- [新型コロナウイルス感染症陽性者の濃厚接触者の方へ\(pdf 449KB\)](#)

お知らせ

現在県内において、新型コロナウイルス感染症の感染が急拡大していることから、当面の間、保健所の濃厚接触者の特定にかかる業務については、感染の可能性の高い家族や重症化しやすい方に絞ることで、対象者を迅速に把握し、適切な療養につなぐことを優先し対応することとしています。

事業所におかれましては、感染予防対策の徹底をお願いしますとともに、事業所内の濃厚接触者の特定や該当者への自宅待機や健康観察の要請、また、自費検査の実施についてご協力をお願いします。

【一般事業所向け】職場内で陽性者が発生した場合

新型コロナウイルス感染症陽性者が施設内で発生した際は、下記添付の対応フローを参考・ご確認いただきご対応ください。

- (1) [一般事業所向け 従業員が新型コロナウイルス陽性と診断された場合\(pdf 550KB\)](#)
- (2) [地域における社会機能の維持のための濃厚接触者の待機期間について\(pdf 737KB\)](#)

一般事業所
向け

従業員が新型コロナウイルス陽性と診断された場合

感染可能期間内に出勤しているかを確認しましょう

※ 感染可能期間とは：新型コロナウイルス感染症は「発症日」の2日前から感染力があるといわれています。

- ☐ 陽性者が有症状の場合 症状が発現した日の2日前 … 令和 年 月 日
- ☐ 陽性者が無症状の場合 検体を採取した日の2日前 … 令和 年 月 日

☐ 出勤あり☐ 出勤なし

濃厚接触者に該当する方を確認しましょう

※下記の①の方で②～④のいずれかを満たす場合に濃厚接触者となります。

- ① 発症日の2日前(無症状の方は検査日の2日前)から現在までに接触のあった者
- ② 長時間の接触(車内等含む)があった者
- ③ 適切な感染防護なしに患者を診察、看護、介護していた者
- ④ 必要な感染予防策(マスク等)なしに1メートル以内で15分以上の接触があった者

☐ 該当者あり☐ 該当者なし

濃厚接触者の症状を確認

☐ 有症状☐ 無症状

検査受診を案内

☐ 陽性☐ 陰性

陽性者として対応

従業員の体調管理・注意喚起を
継続してください引き続き感染防止対策を継続して下さい。
(マスクの着用・手洗いの励行・会食時は会話を
しない・ソーシャルディスタンスの確保等)

検査キット・自費検査で検査

☐ 陽性☐ 陰性

濃厚接触者の従業員には自宅待機・健康観察を要請してください

<自宅待機・健康観察期間>

陽性者と最後に接触した日の翌日から数えて10日間(10日経過後、自宅待機解除)

(例)陽性者との最終接触日が1月10日である場合

→ 濃厚接触者の健康観察期間は1月20日までとなり、症状がなければ1月21日から出勤が可能となります。

<症状がある方> まずは医療機関受診を案内してください。

※ かかりつけ医または奈良県ホームページ内の発熱外来認定医療機関一覧から受診。

<https://www.pref.nara.jp/55615.htm>(奈良県ホームページ)

※ 受診する際は、「陽性者と接触があった」ことを伝えてください。受診にかかる費用は受診する医療機関にご確認ください。



<相談窓口> 奈良県新型コロナ・発熱患者受診相談窓口

電話:0742-27-1132(平日・土日祝 24時間)

※感染急拡大時には、電話が繋がりにくく、受診・検査の案内もお待ちいただく場合があります。

※奈良県外在住の方は、濃厚接触者となった本人が、ご自身の住んでいる自治体の保健所等にご相談ください。

濃厚接触者となった従業員については、事業所が検査を実施することにより自宅待機期間を短縮することが可能です。

詳しくは、別紙「地域における社会機能の維持のための濃厚接触者の待機期間について」を参照ください。



奈良県

地域における社会機能の維持のための濃厚接触者の待機期間について

令和4年1月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」が通知され、濃厚接触者の取り扱いが示されました。この通知を受け、本県では標記にかかる対応を以下のとおりとします。

奈良県における社会機能を維持するために必要な事業者の範囲

社会機能を維持するために必要な事業者の範囲は「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日（令和4年1月19日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）の「（別添）事業の継続が求められる事業者」を対象とします。

※社会機能を維持するために必要な事業者に該当するかどうかは、「（別添）事業の継続が求められる事業者」を参照し、各事業者において判断してください。

※該当するかどうかについて等、各事業者から県（保健所含む。）への相談は不要であり、さらに個別の判断や濃厚接触者の待機解除についても、県（保健所含む。）への報告は不要です。

国における濃厚接触者の取り扱いについて

待機期間の取り扱い

地域における社会機能の維持のために必要な事業に従事する者（「社会機能維持者」）に限り、その事業者が必要と認めた場合において、10日を待たずに検査が陰性であった場合、待機を解除できることとします。

検査について

- 社会機能維持者の所属する事業者において、当該社会機能維持者の業務への従事が事業継続に必要である場合に行ってください。
- 濃厚接触者（無症状）に行ってください。
- 検査は 事業者の費用負担（自費検査）により行い、核酸検出検査又は抗原定量検査を用いる場合は 最終曝露日（陽性者との接触等）から6日目、抗原定性検査キットを用いる場合は6日目と7日目にそれぞれ行ってください。
- 事業者は、社会機能維持者の検査結果を必ず確認してください。
- 【陰性であった場合】
- 無症状であり、検査で陰性が確認された場合は自宅待機の解除が可能です。
- 待機解除後に従業員が業務に従事する際は、事業者において感染対策を徹底してください。
- 待機解除後の従業員に対して、本来の待機期間である10日目までは業務の従事以外の不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けるよう説明してください。
- 【陽性であった場合】
- 医療機関以外での検査により陽性が確認された場合には、事業者から従業員に対し、医療機関の受診を促し、医療機関の診断結果報告を受けてください。
- ※診断により陽性が確定した場合は、医療機関から保健所へ届け出がされるため、事業者から保健所への連絡は不要です。

＜検査のタイミング＞

陽性者との最終接触日	0～5日目	6日目	7日目	8～9日目	10日目	11日目
検査なし	自宅待機（無症状）					出勤可能
核酸検出検査又は抗原定量検査	自宅待機（無症状）	検査陰性	出勤可能			
抗原定性検査キット	自宅待機（無症状）	検査陰性	検査陰性	出勤可能		

※待機期間中に発熱等の症状がある方は、まず、身近な医療機関に相談してください。身近な医療機関がない方は「新型コロナ・発熱相談受診相談窓口」（0742-27-1132）に電話相談してください。

事業の継続が求められる事業者

以下、事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、全ての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。
- ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPGガス、上下水道、通信・データセンター等）
- ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
- ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
- ④ 宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
- ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
- ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
- ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
- ⑧ 冠婚葬祭関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
- ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
- ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

4. 社会の安定の維持

- ・社会の安定の維持の観点から、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。
- ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
- ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便、倉庫等）
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑦ 育児サービス（託児所等）

5. その他

- ・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場等）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。
- ・学校等については、児童生徒等や学生の学びの継続の観点等から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、事業継続を要請する。

※濃厚接触者の確認について

- ①事業所内で陽性者が感染力を持っている下記期間に接触があった者で、②のいずれかに該当する者
 - ・陽性者が有症状の場合 症状が出た日から2日前から
 - ・陽性者が無症状の場合 検査日から2日前から
- ②事務所内で下記に該当する接触者がいるか確認
 - ・長時間の接触（車内等含む）があった者
 - ・適切な感染防護なしに患者を診察、看護、介護した者
 - ・必要な感染予防策（マスク等）なしに1メートル以内で15分以上の接触があった者

忘れていませんか！

講習 & 適性診断

講習の受講及び適性診断の受診は法令で義務付けされています。

受講及び受診をされないと、国による行政処分の対象となる場合があります。

	種 類	対 象 者
講 習	一般講習	運行管理者に選任された方
	特別講習	事故を起こした又は行政処分を受けた 営業所で選任されている運行管理者
適 性 診 断	初任診断	新たに運転者として採用された方
	適齢診断	高齢(65才以上)の運転者の方
	特定診断	交通事故を引き起こした方

お問い合わせは下記まで

NASVA奈良支所

☎0742-32-5671



ナスバは安全・安心のパートナー

～頼れるナスバ、寄り添うナスバ～

独立行政法人
自動車事故対策機構

一般診断を受けませんか！

**Gマークの加点や協会会員には
協会の助成制度があります。**

(一部時期を除く)



最近、事故が頻発している...



高齢ドライバーの運転が心配...

保険料が高くなった...

採用時の初任診断や65歳以上の適齢診断だけでは、運転者の特性を把握するのは難しいものです。

ここで提案です。一般診断を定期的に受診されませんか。

運転者の特性が「見える化」できます。これにより、事故防止対策が出来やすくなります。

是非、一般診断の受診をお勧めします。

費用 1人あたり 2,400円 (助成制度があるため、実質0円)

**事故防止効果 運行管理者の90%以上が定期受診による
事故防止効果を実感**

PR 取引先にアピールできる

容易 80分程度で受診可能

ナスバ奈良支所 ☎0742-32-5671

お気軽にお問い合わせください！！

ナスバ 適性診断

検索



All rights reserved, Copyright(C)National Agency for Automotive Safety & Victims' Aid

貸 適性診断 出します

自社の営業所で24時間受診可能！

※大好評につき、今年度もレンタル実施中

適性診断機器のレンタル (1日レンタル料1,100円)



この機器を御社の事務所に設置します。
一般診断をもっと効率的に受けたい事業者様にオススメです。

一般診断はGマークやセーフティーバスの加点対象（詳細は各協会へ）

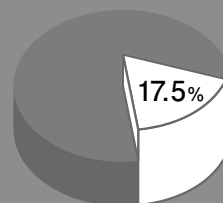
常設型もございます

ナスバネットの詳細につきましては、担当者に尋ねください

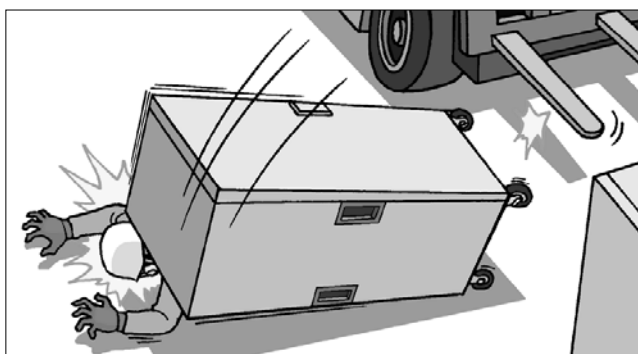
NASVA奈良支所

☎0742-32-5671

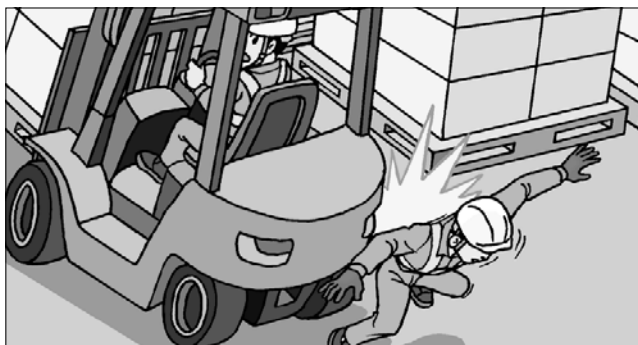
重大な労働災害を防ぐためには

3 フォークリフト
使用時における
死亡災害

フォークリフトによる労働災害を分析すると、フォークリフトのオペレーター（運転手）による不適切な運転操作や、フォークリフトで持ち上げていた荷物の荷崩れ、またフォークリフトと別の作業者との接触など、オペレーターならびに周辺にいた他の作業者が本来禁止されている行動を取ったことによる事例が多くありました。

事例 1 フォークリフトアップ（上昇）時の安全不確認により被災者が
コールドロールボックスパレットの下敷きに（死亡災害）

オペレーターがフォークリフトのフォークを上昇させた際に、そばにあったコールドロールボックスパレットがフォークに引っかかり、前方に倒れました。パレットの近くで作業を行っていた被災者は倒れてきたパレットを避けることができず、倒れたパレットの下敷きとなりました。

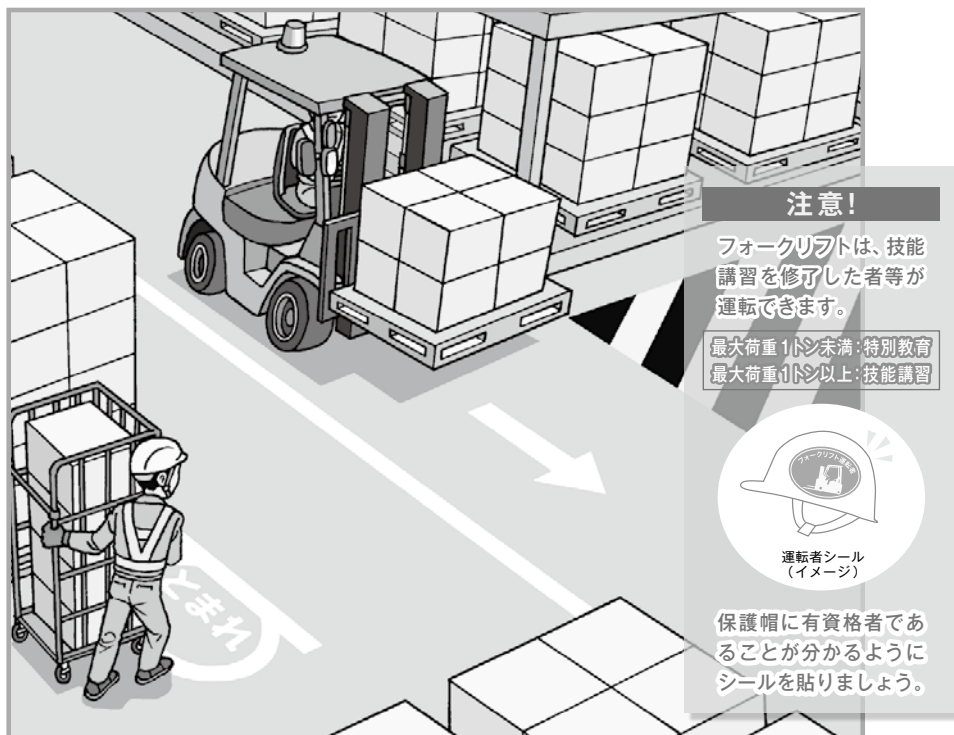
事例 2 歩行者立入禁止エリアにいた被災者が
フォークリフトと接触（死亡災害）

コンテナへの荷積み場所となっているフォークリフト走行エリア内でフォークリフトを運転していました。フォークリフトを後退させたところ、近くを歩いていた被災者に接触しました。なお、被災者は社内ルールで定められているフォークリフト走行エリアに入ったことで接触しました。

▶ 労働災害を防ぐためのポイント！

対策

フォークリフトのオペレーターやその周囲の作業者は、定められたルールを守り、適切な行動を徹底しましょう



ひとことアドバイス

禁止されている行動を取ってしまうことで、災害に繋がるケースが多くなっています。自分や周りの作業者を守るため、各事業場で定められたルールを守り、適切な行動を徹底しましょう。

オペレーターの注意事項

- 周囲の安全を確かめながら運転操作を行いましょう。特に、フォークに荷がある時には急な上昇・下降、旋回などは行わないようにしましょう
- フォークリフトの用途外使用をしないようにしましょう
- フォークリフトの操作に慣れていない場合は、一定期間は指導者の指導の下で作業を行うようにしましょう

周囲の作業者の注意事項

- 自分の周囲に注意を払いながら作業を行うようにしましょう
- 接触事故を防ぐために、歩行者立入禁止エリア（フォークリフト走行エリア）に立ち入らないようにしましょう

その他、事業者・作業者は次のような対策を講じましょう

- ▶ 作業手順書を作成しましょう
- ▶ 複数の作業で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置しましょう
- ▶ フォークリフトに係る安全研修を実施しましょう



飲酒運転撲滅を目指して

飲酒運転防止対策の基本

管理体制の強化と指導・啓発活動の推進

管理体制の強化

厳正な点呼の実施

- 出庫時・帰庫時は対面点呼を確実に実施する。
- 酒気帯びの有無についてのドライバーによる申し出を徹底する。
- アルコール検知器による確認を徹底する。
- アルコール検知器の使用の有無や酒気帯びの有無を点呼簿に記録する。
- 点呼内容（顔色、臭い、応答等目視確認）を充実・強化する。
- 点呼の執行体制を強化する。

飲酒状況等の実態把握

- 管理者による個別面談やドライバーからの申し出、健康診断結果等により、ドライバーの飲酒実態を把握する。
- ドライバー本人の了解に基づく年1回の運転記録証明書の取得により、飲酒運転歴を把握する。

社内処分の強化

- 酒気帯びが確認されたドライバーに対しては乗務禁止を命じる。
- 帰庫時に酒気帯びが確認された場合は、厳正な処分を行う。
- 飲酒運転に対する社内の懲戒規定の制定や見直しを行い、処分を強化する。

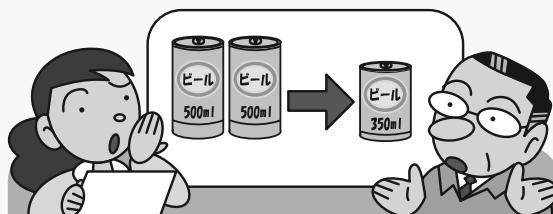
指導・啓発活動の推進

従業員への指導・啓発

- 飲酒運転防止教育を積極的に推進する。
 - ・ 飲酒が運転に及ぼす影響
 - ・ 飲酒運転に対する罰則・処分
- 勤務時間前の飲酒禁止等の遵守事項を徹底する。
- 酒気を帯びた状態にあるときの申し出を徹底させる。
- 労働組合、従業員との協力体制を強化する。

家庭への啓発広報

- 飲酒習慣の改善や節酒等に対する協力を手紙等により家族に要請する。



飲酒運転防止対策等専門機関の活用

- A S K（アルコール薬物問題全国市民協会）が実施する飲酒運転防止のためのプログラムを活用し、職場内に飲酒運転防止意識を浸透させる。

軽油価格調査集計表(2021年11月)

令和3年12月24日現在
(公社)全日本トラック協会

2021年11月

単純集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	121.75	111.58	120.60

2021年11月

元売別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
ENEOS	116.70	112.27	121.41
出光昭和シェル	122.75	111.76	118.33
キグナス		111.00	
コスモ	114.75	109.71	118.15
その他	126.18	112.48	121.33

2021年11月

月間購入量別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	122.34	111.80	121.62
30～50キロリットル未満	115.90	110.67	111.40
50～100キロリットル未満			
100キロリットル以上		108.15	

2021年11月

支払期限別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	124.00	110.28	122.73
30～60日未満	120.91	111.47	119.92
60日以上		114.63	125.00

軽油価格推移表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2021年7月	113.48	103.25	112.77
2021年8月	109.85	101.83	111.68
2021年9月	114.55	102.07	110.90
2021年10月	120.28	108.25	118.19
2021年11月	121.75	111.58	120.60

※消費税抜きの価格となります。

近畿交通共済からのご挨拶

弁護士費用補助規約を新設

近畿共済では、今年4月1日から多くの組合員の皆さまからの要望にお応えし、弁護士費用補助規約を新たに実施します。

この規約は、対人共済契約者に対して、追加掛金をいただかずに弁護士費用の補助を行うもので、対象事故は契約者に過失のない無過失事故になります。契約者に過失のない「もらい事故」の場合、当組合が契約者の損害を相手方に請求する交渉を行うことは、弁護士法第72条（非弁活動の禁止）に抵触するため、車両共済に加入されている場合を除き、当組合が契約者に代わって交渉することができません。そのため、契約者の皆さまが自身の損害について事故の相手方と直接交渉しなければならず、負担が大きくなります。そこで、交渉がまとまらない場合などで弁護士に依頼する時に、その弁護士費用を補助することにいたしました。

この規約は対人共済契約車両に自動付帯します。補償対象は契約車両の損害や運転者および同乗者の人身損害で、補償限度額は30万円です。この規約で弁護士費用の支払いがあっても、掛金の優良割引割増率には影響いたしません。

適用期間は令和4年4月1日から令和5年6月30日までの期間限定とさせていただき、実施後の利用状況を分析し、組合員の皆さまからのご意見を伺いながら、改めて特約掛金を設定した弁護士費用補助特約を新設する予定にしております。

適用条件	対人共済の加入車両（追加掛金は不要）
対象事故	無過失事故（契約者側に過失のない事故）
補償対象	共済契約者の所有、使用、管理する財物 共済契約自動車に搭乗中の者
補償内容	弁護士費用
限度額	30万円
適用期間（期間限定）	令和4年4月1日～令和5年6月30日
掛金の料率決定にかかる補償率	算入しない

近畿共済は、組合員のみなさまと一体となって事故防止に努力しています
近 畿 共 済 の 自 動 車 共 済 ・ 自 賠 責 共 済 を ご 利 用 ください
ご契約のお問い合わせ・お申し込みは、奈良事務所 0743—59—1701まで

安全情報

危険！見込み発進

対物賠償総額
56万円

事故の状況

Aは右折車線で信号待ちのため停止し、矢印信号が表示され発進したところ、まだ停止していた前車の乗用車Bに追突した。

運転者の話

右折の矢印信号が表示されたので、すぐに前車も発進するだろうと思い、発進したところ、前車に追突してしまいました。

信号だけでなく前車の確認を行っていれば防げた事故だと思います。

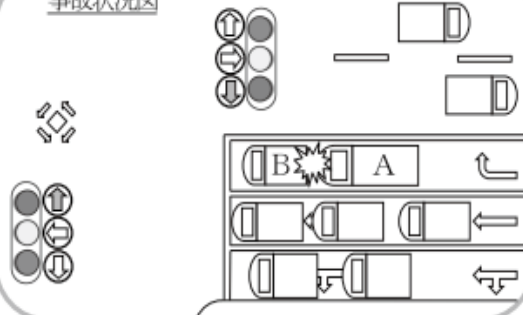
まとめ

この事故の原因は、前方の安全確認を怠り、見込み発進をしたことです。

交差点で信号が変わり発進する際は、ひと呼吸おいて前車が動き出したのを確認してから発進しましょう。

追突事故を根絶するためにも「だろう運転」ではなく、「かもしれない運転」を心がけましょう。

事故状況図



コメンタリー運転で事故防止

“前車よし！”などと声に出して確認

見込み発進による追突事故を防ぐためにコメンタリー運転を実践しましょう。



追突事故の防止
（「見込み発進」の防止）

！“安全運転推進スローガン”

！コメンタリー
意識を持って
確認ヨシ！

新型コロナウイルスを含む感染症対策の「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」に努めましょう。

トラック協会・陸災防奈良県支部

2月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
1	火	13:30～	「新たな特殊車両通行制度」質疑応答会	奈良県トラック会館
3	木	14:00～	働き方改革への対応セミナー（青年部会）	奈良県トラック会館
6	日	9:30～	運行管理者試験対策講習会	奈良県トラック会館
6	日	13:30～	運行管理者試験対策講習会	奈良県トラック会館
9	水	13:30～	人材確保セミナー	奈良県トラック会館
10	木	10:30～	優良事業所表彰式及び優秀運転者顕章伝達式	奈良県トラック会館
13	日	9:30～	運行管理者試験対策講習会	奈良県トラック会館
13	日	13:30～	運行管理者試験対策講習会	奈良県トラック会館
14	月	10:00～	災害物流専門家研修	奈良県トラック会館
15	火	9:00～	災害物流専門家研修	奈良県トラック会館
19	土		令和3年度第2回運行管理者試験【CBT試験】（～3/20）	
21	月	9:30～	運行管理者試験対策講習会	奈良県トラック会館
21	月	13:30～	運行管理者試験対策講習会	奈良県トラック会館
22	火		第4回総務委員会	奈良県トラック会館
25	金		第283回理事会（予算）	奈良県トラック会館
26	土	9:00～	はい作業主任者技能講習会	奈良県トラック会館
27	日	9:00～	はい作業主任者技能講習会	奈良県トラック会館

3月の行事(予定)表

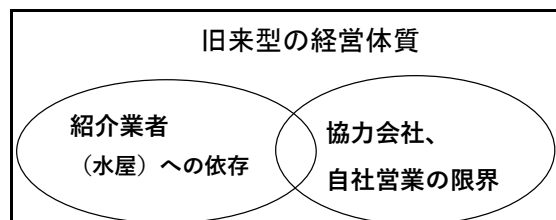
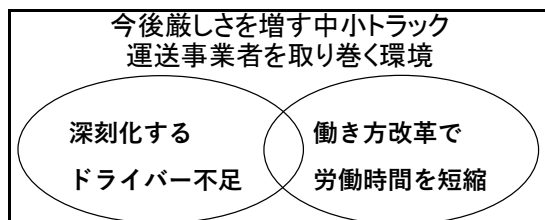
日	曜	時 間	行 事	場 所
2	水	9:00～	車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育講習会	奈良県トラック会館
8	火	11:00～	第3回適正化実施対策委員会	奈良県トラック会館
10	木	10:00～	第11回トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会	奈良県トラック会館
15	火		第36回奈良県適正化事業実施機関評議委員会	奈良県トラック会館



K I T 事業の案内

Kyodo Information of Transport
K I T(協同・情報・輸送) 事業のご案内
キット K ・ I ・ T

品質と信頼で未来につなぐ 求荷求車ネットワーク「WebKIT2」



WebKIT2
がお応えします！！

強力な経営支援ツールです！

導入効果

安定的な輸送力の確保のために

- ・ 大事なお客様からの急な輸送オーダー対応
- ・ ネットワーク会員同士で輸送力を相互補完

導入効果

安心のネットワーク取引のために

- ・ 明確な運賃
- ・ 回収不安なし

導入効果

輸送効率化のために

- ・ 配車業務のシステム化
- ・ 配車担当者のスキル向上
- ・ 書面化による輸送トラブル解消

導入効果

輸送効率化のために

- ・ 閑散期の荷物確保と繁忙期の車両確保
- ・ 帰り荷確保(実車率アップ)
- ・ 余分スペースの積み合わせ(積載率アップ)

生産性の向上

取引・事業の拡大

* 運賃の集金は組合精算ですので安心です。

* 運賃の支払いは45日サイトです。

* 軽油・尿素的の支払いは50日サイトです。

☆輸送

運賃＜事例＞

- ◎大阪(茨木市) → 埼玉(深谷市)
運賃 85,000円(税抜き)
- ◎大阪(住之江区) → 愛知(安城市)
運賃 43,000円(税抜き)

☆軽油販売

エネクスフリート 軽油価格

令和3年	11月	12月
軽油	117円	111円

4トン車

(単価は日本貨物運送事業協同組合連合会
(日貨協連)の全国統一価格です。)

☆尿素的販売

アドブルー 1L=67円(令和4年1月現在)

お問い合わせ

奈良県キット事業協同組合 〒639-1103 奈良県大和郡山市美濃庄町170-15
TEL 0743-58-6080 FAX 0743-58-6081

トラックの構造上の特性

1 疲労と運転

IV

3 疲労防止のための日常生活での留意点

疲労の原因は、運転作業だけでなく、日常生活にあるケースも少なくありません。プロドライバーであれば、常に次回の乗務を考えて、疲労を持ち越さないような生活を心掛けなければなりません。

そのためには、家庭を大切に、家族の協力を得て、日常の健康管理に留意する必要がありますが、とくに、次の点に心掛けましょう。

- ・できるだけ一定の時間に床につき、睡眠は最低7時間～8時間とる。



- ・バランスの良い食事をできるだけ規則正しくとり、深酒や夜ふかしをしない。



- ・ふだんから、できるだけ体を動かすようにする。ただし、過度な運動は疲労の原因となるのでしない。



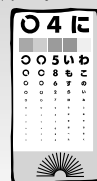
- ・休日などには、仕事を離れ趣味などを積極的に活かして、ストレスの解消を図る。



- ・定期健康診断を必ず受け、疾病等の早期発見に努める。



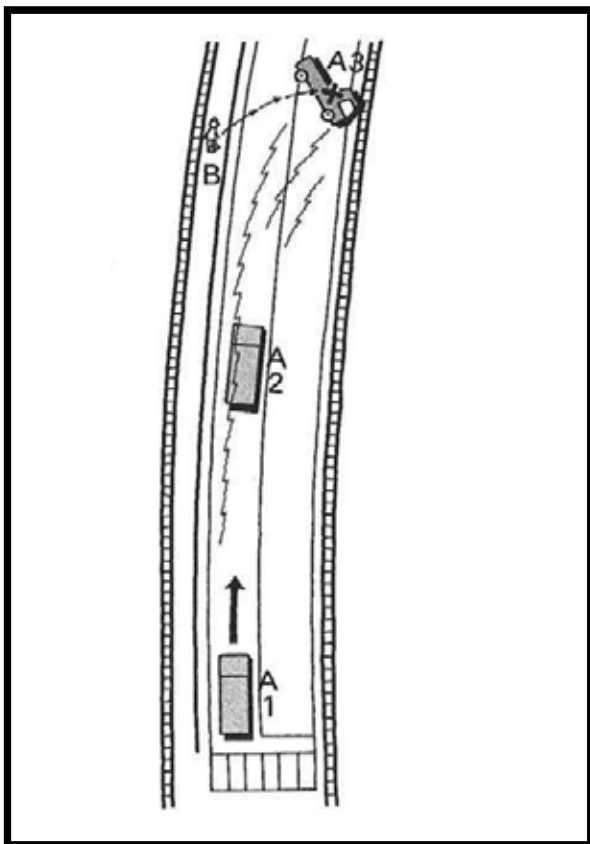
- ・中高年ドライバーは、加齢による視力等の心身機能の低下に注意する。



事業用自動車事故事例 No.78

(一般貨物) 速度超過の貨物車と高齢歩行者の飛び出し事故

■ 事故の概況



事故類型：人对車両 横断中

発生日時：

当事者A：普通貨物車 40歳代 男性

当事者B：歩行者 70歳代 男性

■ 事故の概要

Aは片側1車線道路を時速約75kmで走行中、左側歩道上に立っているBに気付きましたが、特に危険を感じることなくそのままの速度で走行しつづけたところ、Bが歩車道の境界ブロックを超えて車道に出てくるのを発見しました。Aは、危険を感じブレーキと右への急ハンドル操作で回避しようとしたのですが、バランスを崩して横転した際にBに衝突しました。

Bは、道路を斜めに横断し始めたところ、Bを回避しようとして横転したA車の下敷きになりました。

■ 事故から学ぶ

この事故の主な原因は、普通トラックの速度超過です。歩行者が道路を横断する可能性を考え、事前に十分に減速をし、歩行者の動きに注意していれば、無理なく回避できたと思われます。また、荷物を積んでいる時には制動距離が延びたり、バランスを崩しやすいものなので、速度を控えめにするとともに、急なハンドル操作やブレーキ操作をしないようにすべきです。

歩行者は、道路を横断するときは必ず横断歩道を利用しましょう。やむを得ず横断歩道以外を横断する場合は、左右の安全を十分に確認しましょう。車の速度は見た目より早いものです。走行車両が見えたら、かなり先と感ずいても、車の通過を待つて横断するようにしましょう。

適正化事業・巡回指導報告書

奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

令和3年12月実施状況		令和3年度月別実施件数						実施件数合計	
計画件数	実施件数	実施月	件数	実施月	件数	実施月	件数		
22件	11件	4月	13件	8月	0件	12月	11件	82件	
		5月	0件	9月	0件	1月	件		
		6月	0件	10月	21件	2月	件		
		7月	18件	11月	19件	3月	件		
令和3年12月実施結果									
調査事項							調査件数	指導件数	指導率
Ⅰ. 事業計画等		1. 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。					10	0	0%
		2. 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。					10	2	20.0%
		3. 自動車庫の位置及び収容能力に変更はないか。					10	0	0%
		4. 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。					10	0	0%
		5. 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。					10	0	0%
		6. 届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等)					7	0	0%
		7. 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。					10	0	0%
		8. 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。					10	0	0%
Ⅱ. 帳簿類の整備、報告等		1. 事故記録が適正に記録され、保存されているか。					4	0	0%
		2. 自動車事故報告書を提出しているか。					1	0	0%
		3. 運転者台帳及び従業員台帳が適正に記入等され、保存されているか。					10	2	20.0%
		4. 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。					10	0	0%
		5. 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る)					4	2	50.0%
Ⅲ. 運行管理等		1. 運行管理規程が定められているか。					10	0	0%
	○	2. 運行管理者が選任され、届出されているか。					10	0	0%
		3. 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。					10	2	20.0%
		4. 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。					10	0	0%
	○	5. 過労防止を配慮し、適正に管理されているか。					11	5	45.5%
		6. 過積載による運送を行っていないか。 ☆					10	0	0%
	○	7. 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。					11	5	45.5%
		8. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。					11	0	0%
		9. 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。 ☆					10	0	0%
		10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。					0	0	—%
	○	11. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。					10	2	20.0%
	○	12. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。					6	4	66.7%
	○	13. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。					6	4	66.7%
Ⅳ. 車両管理等		1. 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。					10	0	0%
	○	2. 整備管理者が選任され、届出されているか。					10	0	0%
		3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。					10	0	0%
		4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。					10	2	20.0%
	○	5. 定期点検及びその保存がされているか。					10	4	40.0%
Ⅴ. 労基法等		1. 就業規則が制定され、届出されているか。					5	1	20.0%
		2. 36協定が締結され、届出されているか。					10	0	0%
		3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)					10	0	0%
	○	4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。					10	5	50.0%
Ⅵ. 法定福利		1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。					10	1	10.0%
		2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。					10	1	10.0%
Ⅶ. 運輸安全マネジメント		1. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。					10	3	30.0%
指導件数合計							591	41	336

(注) ○…重点指導項目 ☆…壺柙は項目から除外

	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	2 (1)件	1 (1)件	2 件	1 (1)件	1 (1)件	件	7 (4)件
新規参入	1 件	2 (1)件	件	件	件	件	3 (1)件
新規(他)	件	件	件	件	件	件	件
特別(労)	件	件	件	件	件	1 件	1 件
特別(他)	件	件	件	件	件	件	件
総合	3 (1)件	3 (2)件	2 件	1 (1)件	1 (1)件	1 件	11 (5)件

() は会員外の件数です

奈良県警察本部からのお知らせ

1 県内の交通事故発生状況

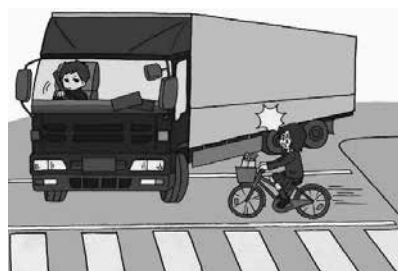
1月15日現在					
区 分	令和4年	令和3年	増減数	備 考	
総件数	1,438 件	1,295 件	143 件	1日に約	96 件
人身事故件数	111 件	92 件	19 件	1日に	7 件
死者数	3 人	1 人	2 人	約5日に	1 人
負傷者数	130 人	114 人	16 人	1日に約	9 人
物損事故件数	1,327 件	1,203 件	124 件	1日に約	88 件

(データは概数)

2 県内の事業用貨物自動車に関する交通事故発生状況

1月15日現在			
区 分	令和3年	令和2年	増減数
総件数	68 件	43 件	25 件
人身事故件数	6 件	1 件	5 件
死者数	0 人	0 人	0 人
負傷者数	7 人	1 人	6 人
物損事故件数	62 件	42 件	20 件

(データは概数)



・県内の事業用貨物自動車に関する交通事故は、死者数を除き、前年同期比で全て増加しています。

3 県下の交通事故特徴(1月15日現在)

令和4年に入ってから既に**3人**の方が交通事故で亡くなっています。

いずれも**夜間**において**歩行者**が亡くなった交通事故でした。

夜間に運転する際には**ハイビーム**を活用し、視認性を確保してください。

外出時には**明るい服装**や**反射材**の活用を習慣づけましょう。

県警察では、交通事故防止を目的として交通安全動画を制作しています。

詳しくは、県警察公式YouTubeチャンネルをご覧ください。



奈良県警察公式YouTubeチャンネル

検索

奈良運輸支局からのお知らせ

毎年3月末は、決算期や自動車税の賦課期日の終期等による影響を受け、自動車の検査・登録の各種申請が、窓口に集中します。

この時期は、申請者の皆さま方には長時間お待ちいただくなど大変ご迷惑をおかけすることとなります。

このような状況を緩和するため、自動車の移転登録（名義変更）や抹消登録（廃車）等の各種手続き及び検査につきましては、できるだけ早期に済まされるようお願いします。

また、お越しの際は、マスクの着用・アルコール消毒等、新型コロナウイルス感染拡大防止へのご協力をお願いします。

登録及び検査関係の案内につきましては、ヘルプデスク「050-5540-2063」（音声又はFAXサービス）により24時間行っています。

また、近畿運輸局ホームページ「<http://www.tb.mlit.go.jp/kinki/>」で、各種手続き案内を掲載していますのでご利用ください。

近畿運輸局奈良運輸支局

名鉄運輸株式会社執行役員 来訪

日：令和4年1月12日(水)
場所：奈良県トラック会館

納戸昌樹 執行役員大阪支社長、並田孝雄奈良大和支店長が来訪、トラック運送業界の現況等について説明がありました。



納戸昌樹 執行役員大阪支社長（写真右）、並田孝雄奈良大和支店長（写真左）

*写真撮影のためマスクを外しております。

トラック奈良 2022 年 2 月 第 334 号

発行 公益社団法人 奈良県トラック協会

奈良県大和郡山市額田部北町 981 番地の 6 編集発行人 塚本哲夫
TEL.0743-23-1200 (代) FAX.0743-23-1212 編集委員長 竹長至暁

県民のみなさまへ

昨年の年末以降、感染者が増加傾向にあります。また、県内でも確認されているオミクロン株の感染力の強さも懸念されます。

ウイルスとの戦いは、正しい情報(エビデンス)に基づいて、冷静に対処することが何よりも重要です。

県では、感染の拡大に対応できる医療提供体制を堅持するとともに、3回目のワクチン接種を迅速に進めることにより、県民の命を守るため全力で取り組みます。

県民のみなさまには、適切に感染防止を図りながら、できるだけ日常生活を維持していただくようお願いします。

○感染症専門医からのメッセージ

- ・マスクを正しく着用し、換気、消毒、2m以上の距離を確保しましょう
- ・3つの感染経路(エアロゾル、飛沫、接触)を遮断しましょう
- ・ワクチンを接種しても、引き続き注意しましょう

○往来について

- ・感染が拡大している地域への不要不急の往来は、極力控えてください
- ・感染拡大の恐れがある場合、混雑した場所への外出を極力控えてください

○仕事や事業所について

- ・休憩室や更衣室でも、マスクを着け、近距離・大声での会話を避ける

○友人等との交流について

- ・飲食はきちんと感染対策をしている店舗で。マスクを外した会話は控える
- ・多人数・長時間は避け、大声での会話はしない

○家庭内感染を防ぐために（症状が出てから）

- ・「空間的分離」。過ごす場所を分けましょう
- ・「時間的分離」。過ごす時間をずらしましょう
- ・同時に同じ場所にいるときは、お互いマスクをつけましょう
- ・手が触れる共有部分の消毒、手指衛生をしましょう
- ・部屋は、適宜窓をあけて換気しましょう
- ・衣服は洗濯、食器は洗浄しましょう。洗った後の手指衛生は忘れずに
- ・ゴミは密閉して捨てましょう